

富谷市記者会見資料③  
令和8年6月24日  
市民生活部生活環境課  
担 当：日野  
連絡先：022-358-0515

## 「市指定ごみ袋」の取扱いに係る一時的な特例措置

中東情勢の影響によるプラスチック製品の原料不足や、報道等による不安感からの買いだめ行動により、全国的に指定ごみ袋の品薄傾向が続いています。

本市においても、指定ごみ袋の製造・卸販売を行う承認事業者2社により、年間の流通実績に基づく必要量を確保しておりましたが、通常時を大幅に上回る需要が続いており、一部の店舗で一時的に品薄の状態が発生しています。

本市では、あらかじめ、指定ごみ袋が購入できなくなる期間が生じることも想定し、一時的な特例措置として、7月1日から9月30日までの間、「もえるごみ」については、市販の透明・半透明の袋で排出できることといたしました。

市民の皆様の不安を解消し、冷静な購買行動へのご協力を呼びかけるため、報道機関の皆様におかれましては、ぜひ、取材していただきますようお願いいたします。

### 記

1. 実施期間 7月1日（水）～9月30日（水）まで
2. ごみの種別 「もえるごみ」
3. 使用できる袋 中身が見える市販の「透明・半透明」の袋で、30～45リットルサイズのもの（※市の指定ごみ袋が購入できない場合）
4. 排出方法 袋に直接マジックで「富谷市もえるごみ」と記入し、中身が出ないように袋の口を縛って集積所に出してください。

**【重要】**

# 「指定ごみ袋を購入できない場合」のもえるごみの出し方について



指定ごみ袋については、年間の流通実績に基づき、必要な数量を確保していましたが、報道等の影響による需要の高まりが続いており、一部の小売店舗で品薄が発生しています。

市民の皆さんにおかれましては、ご家庭の在庫をご確認いただき、当面の間、**予備の購入はお控え**いただきますようご協力をお願いいたします。

品切れ等により指定ごみ袋を購入できない場合は、次のとおり、**市販の透明・半透明袋**による排出を可能とします。

## 市販の透明・半透明袋による排出について

**実施期間**

令和 **8** 年 **7** 月 **1** 日 (水) から  
令和 **8** 年 **9** 月 **30** 日 (水) まで

**使用できる袋**

中身が見える市販の  
**透明・半透明の袋**  
**30ℓ～45ℓ** サイズのもの  
(商品表示によっては、東日本50号～60号)

**排出方法**

袋に直接、マジックで  
**「富谷市もえるごみ」**と記入し、  
中身が出ないように縛って集積所に出してください。



### 市販のごみ袋を使用する際の注意

**① 中身が見えること**  
分別ルール確認のため、  
透明または半透明の袋を  
使用してください。



**② 破れにくい袋を選ぶこと**  
収集作業中の破袋防止のため、  
破れにくい厚手の袋を選んで  
ください。



(参考)市指定ごみ袋の厚さ **0.025mm**

**③ レジ袋は使用できません**  
レジ袋には「プラ」の容器包装マークが  
ついており、資源ごみ(プラスチック製  
容器包装)として排出するため、  
もえるごみ用袋として使用できません。

他自治体の  
指定袋も  
使用できません



### 市販袋の使用は一時的な措置です

- 緩和期間中も指定ごみ袋は継続して流通します。
- 指定ごみ袋が購入できたら、指定ごみ袋での排出にご協力ください。



お問い合わせ先

富谷市 生活環境課 ☎ 022-358-0515